

吉蔵撰『維摩經遊意』について

——その割注をめぐって——

奥野光賢

一 はじめに

今日われわれが、漢訳仏典を資料として仏教を学ぼうとするとき、その最も基本的、標準的な資料を提供するもの一つに『大正新脩大蔵経』があることは周知の通りである。そして一たび、大正蔵経のような便利なテキストが提供されると、われわれはある種の活字の魔力に眩惑されて、あたかもそれがオリジナル・テキストであるかのように錯覚してしまひ、無批判にこれを依用してしまうことが多いのではなからうか。

しかし、大正蔵経の提供するテキストに少なからず問題があることは、これまでも多くの学者によって指摘されてきた^①。結論を先取りしていえば、本稿は大正蔵経に収められたあるテキストの文献上の問題を少しく指摘することを目的に草されるものである。

二 問題の所在

本稿において筆者が問題としたいのは、吉蔵(五四九—六二三)の撰述と伝えられる『維摩經遊意』一卷(以下、『遊意』と省略)である。しかし、『遊意』は実のところ、後にふれる写本や刊本によって細々と伝承されてきたに過ぎず、その書名をもっては現存蔵経には収録されていない文献なのである。そしてそれは、以下に述べるような『遊意』のもつ特異な性格が多分に影響してのことではなかつたかと思われる。

吉蔵には、

- ① 浄名玄論八卷 (大正蔵三八、卍統蔵一・二八・五)
- ② 維摩經略疏五卷 (卍統蔵一・二九・二)
- ③ 維摩經義疏六卷 (大正蔵三八、卍統蔵一・二九・一)
- ④ 維摩經遊意一卷

の都合四部の維摩關係註疏があるが、このうち『遊意』は、

吉藏撰『維摩經遊意』について(奥野)

羅什訳『維摩詰所説經』の随文解釈である『義疏』巻第一の「玄義」と全同とされ、さらにいえば『義疏』の序文に相当するものであるともいわれている。つまり、『遊意』は著作全体が『義疏』の一部分と全同であるという極めて異例な文献なのである。『遊意』が現存藏經に収録されなかった背景には、おそらくこうした事情があったことも予測される。

したがって、今日われわれが吉藏の『維摩經遊意』なる文献を手早く披見しようと思えば、それは上述のような関係を有する『義疏』の活字本においてということになる。これは別な言い方をすれば、『遊意』の有するさまざまな問題点は、必然的に全同である『義疏』巻第一の「玄義」のそれをも意味するということになるであろう。

さて、現在、吉藏の名をもって伝えられる著作の中には、都合六部の「遊意」と題する著述がある。いま、関連する註疏とともにこれを示せば、次の如くである。

(以下の順序、呼称は便宜的に卍統藏經所収のそれに拠り、×は関連する註疏がないこと示す)

1 華嚴經遊意一卷(大正藏三五、卍統藏一・三・五)

2 維摩經遊意一卷

3 弥勒經遊意一卷(大正藏三八、卍統藏一・三五・四)

4 大品經遊意一卷(大正藏三三、卍統藏一・三八・一)

5 法華經遊意一卷(大正藏三四、卍統藏一・四二・四)

6 涅槃經遊意一卷(大正藏三八、卍統藏一・五六・二)

一〇〇

×

淨名玄論八卷(大正藏三八、卍統一・二八・五)

維摩經義疏六卷(大正藏三八、卍統藏一・二九・一)

維摩經略疏五卷(卍統藏一・二九・二)

×

大品經義疏一〇卷(欠卷二卷)(卍統藏一・三八・一一)

法華經玄論一〇卷(大正藏三四、卍統藏一・四二・三)

法華經義疏一二卷(大正藏三四、卍統藏一・四二・四一五)

法華經統略六卷(卍統藏一・四三・一)

大般涅槃經疏二〇卷(逸文)

このような吉藏著書中における「遊意」の位置付けに関して、伊藤隆寿氏は、「遊意は一経一論の概要を、自己の見識と立場で簡潔にまとめたものであるから、その点からいえば撰述者の見解、主張が最も端的に述べられているはずであり、決して軽視すべき存在ではない」と述べておられる。⁽⁸⁾ 実際、前記六部の「遊意」のうち、『法華経遊意』と『維摩経遊意』は、いずれもそれぞれ概論形式の関連註疏である『法華玄論』、『浄名玄論』を大幅に受けて成立したものであることが明らかである。⁽⁹⁾ こうした事実関係は前の伊藤氏の指摘の正しさを裏付けるものといえよう。したがって、われわれはここに「遊意」が、著者吉藏のその經典に対する基本的な考えや主張の輪郭といったものを手短に、要領よく窺うには、極めて有効な著作であることを知るのである。

三 経録における『維摩経遊意』

『維摩経遊意』が同じ吉藏の著作である『維摩経義疏』巻第一「玄義」と全同であるという、極めて異例な文献である

吉藏撰『維摩経遊意』について（奥野）

ことはすでに述べた。筆者は本稿において、『遊意』の著者性をめぐる問題まで論究する用意はないが、『遊意』が『義疏』と上述のような関係を有する極めて異例な文献であるという事実は無視することができないし、吉藏の現存六部の「遊意」のうち『弥勒経遊意』については、すでに伊藤隆寿氏によって決定的な偽撰説が提出されるにいたっていることも事実である。⁽¹⁰⁾ そこで、ここでは経録の記載を頼りにわが国における『遊意』流伝の实情を瞥見し、上記の問題に対するなんらかの手がかりが得られないものかどうか、簡単に確認しておきたいと思うのである。

管見の限り、吉藏の維摩疏を最初に著録する経録は、延喜一四（九一四）成立の『三論宗章疏録』（安遠録）である。すなわち、同目録には「維摩略疏 五卷（吉藏述）」⁽¹¹⁾、「維摩広疏 六卷（吉藏述）」⁽¹²⁾、「浄名玄論 八卷（吉藏述）」⁽¹³⁾と記載されている。しかし、安遠録にはなぜか『維摩経遊意』の名は出ない。これに対して、『維摩経遊意』以外の現存五部の「遊意」は、そのすべての名が著録されている。⁽¹⁴⁾ こうした事実が何を意味するのか、いま俄にこれを判然とすることはできないが、何か奇異な感じをおぼえるのは筆者だけであろうか。

それはともかく、次に寛治八年（一〇九四）成立の『東域伝燈目録』（永超録）を見ると、同目録には『浄名玄論』、『維摩経略疏』、『維摩経広疏』が一括して著録された後、⁽¹⁵⁾ ややおいて

「同経遊意 一卷」⁽¹⁶⁾とあるのを認めることができる。この「遊意」には撰述者名の記載はないが、あるいはこれが吉蔵の『遊意』一卷に相当するのかもしれない。

ところで、永超録は吉蔵の章疏中に関連する註疏のある、『大品経遊意』『法華経遊意』『涅槃経遊意』については、これをそれらの註疏とともに一括して著録している点に注意される⁽¹⁷⁾。しかし、筆者はなにもこうした事実をもって性急に、前の「同経遊意 一卷」が吉蔵の著作ではないと短絡しようというのではない。但だ、同目録にいう「同経遊意 一卷」が、かりに吉蔵の『維摩経遊意』を意味したとしても、この『遊意』のみは撰述者吉蔵の名前も記されることなく、また他の「遊意」のように関連する吉蔵の註疏と一括して著録されることがなかったという意味において、安遠録の場合と同様に何か異質な感じが否めないのである。

これが時代は下って、東武謙順（一七四〇—一八一二）の『諸宗章疏録』（謙順録）になると、今度は逆に吉蔵の維摩疏では『維摩経遊意』だけが「浄名遊意 一卷（吉蔵述）⁽¹⁸⁾」と著録され、『浄名玄論』等は記録されなくなるのである。もちろん、こうしたことはひとえに目録著者の見識によるものであって、特に深い意味はなく、たんなる偶然に起因するものなのかもしれないが、筆者にはなぜか各経録を通じて、『維摩経遊意』だけが異質な扱いを受けているような気がして興味深

いことも事実なのである。しかし、これは筆者の主観的印象に過ぎず、各経録の記載からは、何も断定的なことはいえないというのが真相なのである。したがって、いまは各経録上における『維摩経遊意』著録の状を確認し、経録でも『遊意』はいささか異質な扱いを受けているという事実のみを指摘するにとどめておきたい。

四 『維摩経遊意』のテキストとその問題点

(1)

さて、現行の大正藏経『維摩経義疏』は、その脚注によれば、弘安七年（一二八四）東大寺沙門聖然加点の龍谷大学図書館所蔵写本を底本とし、⁽¹⁹⁾さらに大日本統藏経の『義疏』および明和五年（一七六八）刊の大谷大学図書館所蔵『遊意』⁽²⁰⁾刊本を対校本として活字化されたものであるという。また、われわれは目録によって、⁽²¹⁾東大寺図書館に前記の写本や刊本に先立つ『遊意』の写本として、⁽²²⁾建長三年（一二五二）聖守校合の『維摩経遊意』（一一一函—六九号—一冊）が所蔵されていることを知ることができる。いま、底本のわからない正統藏経の『義疏』はしばらく措くとして、上記の写本や刊本を年代順に並べてみると、以下のようになる。

(ア) 東大寺図書館所蔵『維摩経遊意』（建長三年、一二五

一、聖守校合）写本

- ③ (ウ) || 「談」
- ④ (エ) || ナシ
- ⑤ (エ) || ナシ
- ⑥ (エ) || ナシ
- ⑦ (ア) (エ) || ナシ
- ⑧ (ウ) || 「果」
- ⑨ (ア) || 「果」
- ⑩ (ア) (ウ) || ナシ

【資料3】

(前略)次之。一句。復是流通。未足証常。不応輒引。故旧轍須依。新宗宜棄。開善招提同作此救。(同・九〇九中)
 ①大正藏經・(イ) (エ)は割注とするが(ア) (ウ)は「開」以下の八字割注としない。

【資料4】

釈名第二。凡有二門。^①一明名本。二解本名。名本為六。^②
 一撰總為三。二會三為二。三會一歸一。四泯一歸無。五分大小。六考同異。(同・九一〇上)
 ① (イ) || (凡) 以下の四字割注としない。
 ② (ア) (ウ) || 「釈」
 ③ (イ) || (名) 以下の四字割注としない。

- ④ (ウ) || 「三」
- ⑤ (ア) (ウ) (エ) || 「合」
- ⑥ (ア) (ウ) || (分) + 「別」

【資料5】

漸階第二。上人徹理。躡登玄堂。合三為二門第二。復三双。初以語默二撰於三門。^③
 ① (イ) || (復) 以下の三字割注としない。(同・九一〇下)
 ② (ア) (ウ) || (復) + 「有」
 ③ (イ) || (門) 以下に「次以絶名体二撰於三門。後以仮名相撰於三門」の二〇字あり。

【資料6】 (イ) || 傍線部分割注としない

梁武初学成実毘曇。^①聞撰山栖霞寺高麗朗法師。從北山來。^②
 善解三論。妙達大乘。遣智寂等十人。就山学之。而伝授梁武。因此遂改小従大。又齊司徒敬陵天宣王。博涉内外。經律兼通。常慮慧日沈輝。每欲綱維正法。為時学人專弘成実。遂翳障大乘。仍刪改成実。^⑤凡有九卷。以助通經文。衆事推之。必非兼弘之説也。^⑦
 ① (エ) || 「毗」
 ② (ア) || 「北土」、(ウ) || 「杞土」
 ③ (ア) (ウ) (エ) || 「竟」
 (同・九一二上)

④ (ア) (ウ) (エ) || 「文」

⑤ (ウ) || 「總」

⑥ (ア) (ウ) || (実) + 「論」

⑦ (ア) || (有) + 「為」

【資料7】 (ウ) || 傍線部分割注としない。(エ)も頭注せず

次釈此経。前総論人法。次別解釈人。^{①②⑥}

(同・九一四中)

① (ア) || ナシ

【資料8】 (イ) || 傍線部分割注としない

無因縁立名者。涅槃経云。低羅婆夷。名為食油。実不食^①

油。是為無因強立名字。河西道朗云。低羅婆夷。此云鷓^{②③}

雀。
(同・九一四下)

① (ウ) || 「以」

② (ア) (ウ) || 「言」

③ (ア) (ウ) || 「鷓」

【資料9】 (イ) || 傍線部分割注としない

旧伝云。仏喩経説。浄名姓王氏。別伝云。姓雷氏。祖名^{①②③}

大仙。父曰娜提。此云智慕。母姓釈氏字喜。年十九嫁。^{④⑤⑥}

父年二十三婚。至二十七。於提婆羅城内生浄名。浄名有^⑦

吉蔵撰『維摩経遊意』について(奥野)

子。字曰善思。甚有父風。如来授記未来作仏。吉蔵未得^⑧
彼経文也。^{⑨⑩⑭⑰⑲} (同・九一五上)

① (ア) (ウ) || 「玉」、(イ) || 傍らに「玉」とする。

② (イ) || 傍らに「雪」とする。

③ (ア) (ウ) || (祖) + 「父」

④ (ア) (ウ) || 「那」、(イ) || 傍らに「那」とする。

⑤ (ア) (ウ) || 「纂」、(イ) || 傍らに「慕」とする。

⑥ (ア) (ウ) || (喜) + 「心」、傍らに「慧」とする。

⑦ (ア) (ウ) || (七) + 「年」

⑧ (ア) (ウ) || 「名」

⑨ (ア) (ウ) || 「兒」

⑩ (ア) (ウ) || 以下に「別有維摩子経一卷可尋之」の一
○字あり。

【資料10】 (イ) || 傍線部分割注としない

有人言。初地得無生忍。即能真俗並觀。此江尚靈味寺少^①

亮法師之所説也。有人言。七地無生。真俗始並。此関内

什肇等之所説也。有人言。七地雖復並觀。未能常並。至

於八地。始得全並。浄名即是八地已上人也。此江左河右

諸師之所同釈也。^{②③} (同・九一五上)

① (ア) (ウ) (エ) || 「南」

【資料11】（イ）|| 傍線部分割注としない

有人言。文殊師利。本是龍種上尊仏。^①淨名即是金栗如來。^②
相伝云。金栗如來出思惟三昧經。今未見本。^④

（同・九一五上）

①（ア）（ウ）|| ナシ

②（ア）（ウ）|| ナシ

③（ア）（ウ）（エ）|| 「栗」

④（ア）（ウ）|| 「見」+「經」

【資料12】（イ）|| 傍線部分割注としない

五者内外不思議。聞不聞不思議者。小品經云。諸声聞等。聞与不聞。皆欲得聞。当学般若。龍樹釈云。仏説不可思議解脱經。声聞在座。並皆不聞。唯菩薩得聞。淨名等經。^②弁不思議。大小俱聞。故云聞不聞不思議也。有人言。釈論所引不思議解脱。是淨名經。吉藏檢釈論前後。是華嚴經。淨名大小俱聞。故知非也。^③

（同・九一六上）

①（ア）（ウ）|| ナシ

②（ア）（ウ）|| 「經等」

③（ア）|| 「少」

④（ア）|| 「聞俱」

【資料13】（イ）|| 傍線部分割注としない

次有六品。在於室内。賓主交言。盛談妙道。因之為正。^①

後之四品。説利既周。出於室外。來至仏所。印定成經。

遠被來葉。故称流通。^②此成実師科經文也。有人言。此經

凡有三会。始自仏国。竟菩薩品。謂菴園初会。問疾品去

至于香積。謂方丈次会。從菩薩品竟於一經。謂菴園重集。

此十地論師之所解也。^⑦

（同・九一七中）

①（ア）（ウ）（エ）|| 「目」

②（ウ）|| 「末」

③（ア）（ウ）|| 「実」+「論」

④（ア）（ウ）|| ナシ

⑤（ア）（ウ）|| 「国」+「品」

⑥（ウ）|| 「問上疑脱自字」と注する。（品）十者（但し

「疑衍」と注する。

⑦（ウ）|| 「積」+「品」

⑧（ア）（ウ）|| 「行」+「品」

⑨（ア）（ウ）|| 「釈」

【資料14】（イ）|| 傍線部分割注としない

又室内説法凡有二時。方便一品。是其初集。略説法門。問疾以後。毘耶重集。具宣妙道。何得以前説為序。後談為正。此斥初解也。^①

（同・九一七中）

①（ア）（エ）|| 「毗」

②（ア）（ウ）|| 「称」

【資料15】〔(イ)〕傍線部分割注としない〕

二方丈処。菴菌^①是仏所住处。方丈為菩薩住处。又菴菌出家所栖。方丈俗人居止。又菴羅女以菌施仏。造立精舎。謂他業所起。八未曾有室。蓋是淨名自会構興。菴羅菌在城外。方丈在城内。法顕伝云。相去三里。在城南也。^④^{③④}

(同・九一七中)

- ① (ウ) 〓 「佗」
- ② (ア) (イ) (ウ) (エ) 〓 「業」
- ③ (ウ) 〓 「園」
- ④ (ア) (ウ) 〓 「南」 + 「之」

(3)

以上、提示した資料の割注は、注記において示したように、その多くが『浄名玄論』等、吉蔵の著作と明らかに対応関係にあることがわかる。それはともかく、ここで一つ大きな問題となるのは、これらの割注がはたして吉蔵自身の手によるものなのか、あるいは吉蔵の後人によるものなのかという点である。いま、提示した資料すべてに検討を加える余裕はないが、次に少しくこの問題を考えてみよう。

【資料8】の割注は、『涅槃経』の「低羅婆夷^{③①}を名づけて

食油と為す(以下略)^{③②}』という一文に対する注釈で、経にいう「低羅婆夷」は此(中国)では河西道朗^{③③}が「鷓鴣^{③④}」といっているというものである。問題の『涅槃経』の一文は、吉蔵がその著書中でしばしば引用し、彼の思想表白上、最も適した文句の一つであったと指摘される有名な一文である。^{③⑤}しかし、筆者の知る限り、この一文を数多く引用する吉蔵の章疏において、問題の割注に類した吉蔵の証言はどこにも認められないのである。とりわけ『涅槃経』の註疏である『涅槃経遊意』において、問題の経文を引用した後、^{③⑥}この割注に類することになにも言及していないのは、いかにも不審である。

次に【資料10】を見てみよう。これは、真俗並観の立場からすれば維摩居士(浄名)は何れの位の菩薩であるかとの問いに対する、^{③⑦}吉蔵の回答の一部分である。吉蔵はここで並観義に関する三種の有人釈を紹介しているのであるが、割注は明らかにこの有人釈を特定するものとしてなされていることがわかる。^{③⑧}ところで、すでに資料中の注記で指摘しておいたように、この部分は『浄名玄論』『大乘玄論』にそれぞれ対応する箇所を検出することができる。そして、これらの二論では、上記の有人釈はそれぞれ「靈味法師」「関中旧説(如肇公)」「江南旧云」「靈味師」「什肇師」「成論師」と明確に特定されていたのである。^{③⑨}特に「遊意」(「義

疏』の撰述に先行すると考えられる『浄名玄論』において、⁴⁰すでにこの有人釈の主張者が具体的に特定されているのは十分に注意されてよいであろう。なぜなら、もしこの割注が吉蔵自身によるものであるとするならば、なにゆえ彼はすでに特定のできていた学説を「有人言」と紹介し、さらに割注を付して自身の見解を補足するという回りくどい手法をとる必要があったのであろうか。割注を付して自身の見解を補足するくらいなら、すでにこれらの学説が彼自身によって特定されていた以上、「有人言」といって紹介する必要はなかったはずである。この場合そうではなくて、これらの学説の主張者をすでに特定できていた吉蔵が、なんらかの理由によって故意に名を伏せ、「有人言」といって紹介したのである。そして、この「有人言」とある学説に対し、後人が『浄名玄論』や『大乘玄論』を参照して、問題の割注を付したと見るのが、最も自然な見方であらうかと思⁴¹う。

続く【資料11】は【資料10】の連文であるが、この割注は「浄名とは即ち金粟如来である」という一文に対する注釈で、その意味するところは、三論一家では相伝して金粟如来（の語）は『思惟三昧経』に出ているといっているが、まだ経本を見ていない、というものであろう。この箇所も【資料10】に続いて、『浄名玄論』に対応箇所を認めること

ができるが、『玄論』では「発迹経云。浄名即金粟如来」といって、吉蔵は金粟如来の典拠を現在欠本となっている『発迹経』に求めていることがわかる。⁴²問題の割注が吉蔵自身の手によるものであったとすれば、典拠を明かすことに比較的厳正な吉蔵が、なにゆえ自身で確認し得た『発迹経』の件にはなんら言及することなく、伝聞によって、しかも自身では見ることのなかった『思惟三昧経』にのみ触れているのであろうか。これもやはり不自然な感が否めないが、そう思うのは筆者だけであらうか。

以上、文字通り、わずかの例を管見しただけであり、しかも具体的に論証できたというにはほど遠いが、筆者にはこれらの割注はすべて後人がなしたと見る方が整合性があるように思われるのである。

では、これらの割注はいつごろ、どこでなされたものなのであろうか。次に問題となるのはこの点であらう。この点について、筆者はかつて割注が吉蔵自身によるものなのか、後人によるものなのかわからないと判断を後日に保留しつつも、【資料6】に示した割注と類似した記述が、わが国南都の三論学者、元興寺智光（七〇九—七七〇）あるいは七八〇の著した『中論疏述義』の逸文や『浄名玄論略述』⁴³に検出できたところから、『遊意』（『義疏』）の割注はこれら智光の著作を参照して日本においてなされた可能性があ

るのではないかという推測を述べたことがある⁽⁴⁵⁾。しかし、結論より先にいえば、この筆者の推測は誤解にもとづいたんたる憶測に過ぎないものであった。筆者にこのことを知らしめてくれたのは、『望月仏教大辞典』の「金粟如来」に関する以下の記述であった⁽⁴⁶⁾。すなわち、同辞典は「金粟如来」を説明して、「過去仏の名。維摩の前身と称せらるる如来なり」と述べたあと、【資料11】およびその注記で言及した吉蔵の『維摩経義疏』巻第一（『遊意』）、『浄名玄論』巻第二の説を紹介し、さらに『義疏』（『遊意』）の説は唐・復礼⁽⁴⁷⁾（生没年不詳）の『十門弁惑論』巻上に引用されていることを指摘していたのである。『十門弁惑論』は、その奥書に「于時大唐永隆二年歲次辛巳孟秋之朔日也」（大正蔵五二・五五九中）とあるところから、唐の永隆二年（六八一）七月一日に撰述されたものであることは明らかである。そして、同辞典の指摘する記述とは、同書巻上の「亦将金粟之名伝而有执者也」に割注して、「吉蔵師金粟事出思惟三昧経。自云未見其本。今檢諸経目錄。無此経名。竊謂西国有経。東方未訳者矣」（大正蔵五二・五五一中）とあるものである⁽⁴⁸⁾。この割注自体、復礼のものかどうかかわからないが、ともかくわれわれは、ここに『義疏』（『遊意』）の割注がすでに中国の撰述書の中に引用されていたことを知るのである。さらにこの『十門弁惑論』の記述は、宋・睦庵善卿（生

没年不詳）の『祖庭事苑⁽⁴⁹⁾』にも孫引かれていることが指摘されている⁽⁵⁰⁾。とすると、もはや『義疏』（『遊意』）の問題の割注が、日本でなされたという可能性はほとんどなくなつたと見て誤りはないであろう。ここに前稿における粗忽な推測を謹んで訂正する所以である。

ところで、智光の『浄名玄論略述』が『義疏』（『遊意』）の記述を孫引いて、自らの注釈となしていることは、すでに大西久義氏によって指摘されている⁽⁵¹⁾。いま、煩を厭わず氏の指摘する『略述』の文言を列举してみると、次の如くである（但し、列挙にあたっては、筆者〳〵奥野が日本大蔵経の頁数順に並べ変えて提示した）。

(a) 河西道朗云、低羅婆夷、此云鸚雀也（日蔵一四・三五九下一三行目）

(b) 古旧伝云、仏喩経説、浄名姓玉氏。别有維摩伝云、姓雷氏。祖名大仙。父名那提（日蔵一四・三六四上一五行目）

(c) 江南靈味寺小亮法師、（中略）依智度論云、初地得無生（日蔵一四・三六五上一五行目）

(d) 有言、金粟如来出思惟三昧経（日蔵一四・三六六上一一行目）

さて、注意深い読者ならずでにお気づきのように、『略述』が『義疏』（『遊意』）から孫引いたこれらの文言は、『義疏』

（『遊意』）の写本の段階ではすべて割注となっていた部分なのである（それぞれ【資料8】【資料9】【資料10】【資料11】を参照されたい）。このように智光が孫引いた『義疏』（『遊意』）の箇所がすべて写本では割注となっていることは、たんなる偶然に起因するものであろうか。否、この場合そうではなくて、智光は『義疏』（『遊意』）の割注に着目し、これらを自らの注釈に孫引いたと見る方が自然であろう。智光の引用箇所がすべて割注に集中しているという事実が、なによりもこれを雄弁に物語っているように思われる。われわれはここに、智光の注釈にあたっての一つの手法といったものを垣間見るとともに、問題の割注はすでに智光以前になされていた可能性があると推測することもできるのである。

四 おわりに

以上、本稿では現行大正蔵経『維摩経義疏』巻第一「玄義」が本文の如く記す記述の中には、『義疏』と全同である『遊意』の写本では割注となっている箇所が数多く認められることを指摘し、これらの割注は吉蔵の後人によって、すでに中国でなされていた可能性のあることを述べた。また、わが国、南都の三論学者、元興寺智光が自らの注釈にあたって、これらの割注部分を集中的に取り込んでいたと

ころから、智光の注釈作成の一つの手法といったものも垣間見るとともに、問題の割注は遅くとも智光以前には存在していた可能性の高いことを示唆した。

もしかりに本稿で展開した筆者の所論が誤っていて、問題の割注が吉蔵自身の手によるものであったとしても、割注であったという事実に変わりはなく、われわれがテキストを厳密に読む際には、これらの箇所には本文とは違った注意が必要になるように思われる。これが著者自身のものでなかったとしたら、それはいうまでもないことであろう。そうした意味では、本稿で展開した筆者の指摘も、今後の吉蔵の『維摩経遊意』研究にとって、あながち意味のないものではなかったと思われる。

論述が多岐に亘ってしまい、いささか焦点がぼやけ、論証が行き届かなかった部分も多々あることを自覚しているが、本稿が大正蔵経だけによる漢訳仏典研究の不備を指摘する一つの例証となり、あわせて同研究における写本参照の重要性をも指摘し得たとすれば、ひとまず本稿の目的は達せられたのではないかと思う。最後に大方のご批判・ご教示をお願いして、取りあえず今回は擱筆しておくこととしたい。

註

- (1) 本稿の問題意識とも共通する大正蔵本文と割注の関係を指摘したものととして、鎌田茂雄氏の「我が研究の回顧と展望」(『中国の仏教と文化』大蔵出版、一九八八年)の中に『成唯識論述記』をめぐる指摘がある(同書、五二頁参照)。また、末木文美士「大蔵経」(『日本の仏教』五、一九九六・四)を参照。
- (2) 吉蔵の維摩疏の撰述年代・順序については、平井俊榮『中国般若思想史研究—吉蔵と三論学派』第二篇第一章「吉蔵の著作」(春秋社、一九七六年)三七四—三七五頁参照。同書において平井氏は、吉蔵の維摩疏の撰述順序は『浄名玄論』↓『維摩経略疏』↓『維摩経義疏』の順であったと推定しておられる。これに対し、村中祐生氏は『維摩経義疏』の撰述は『浄名玄論』のそれに先行するものとされる(『浄名玄論』について、『印度学仏教学研究』第一三卷二号、一九六五年三月、および「嘉祥大師の諸経疏の撰修について」『天台観門の基調』、山喜房仏書林、一九八六年参照)。村中氏は「幾つかの点で玄論を後と考えてもよいものがある」(前掲「浄名玄論について」とする論拠として、『義疏』と『玄論』から次のような文例を指摘している。
- 『義疏』 卷第一
- ①第十絶一仮有。依玄論可明也(大正蔵三八・九一三中)
- ②旧伝云。——(中略)——浄名有子。字曰善思。甚有父風。如来授記未来作仏。吉蔵未得彼経文也。(九一五上)
- ③論徳位門三。——(中略)——有人言。文殊師利。本是龍種上尊仏。浄名即金粟如来。相伝云。金粟如来出思惟三昧経。今未經本。(同上)

吉蔵撰『維摩経遊意』について(奥野)

『玄論』

- ②生身父母者。——(中略)——維摩有子。字曰善思。甚有父風。仏授其記。未来作仏。別有維摩子経一卷。可尋之也。(八六六上)
- ③三論徳位門。——(中略)——復有人釈云。浄名文殊。皆往古如来。現為菩薩。如首楞嚴云。文殊為龍種尊仏。発迹経云。浄名即金粟如来。(八六六上—中)
- しかし、村中氏の指摘される文例の中、『義疏』の②③は本稿本文中でも指摘するように、これらの部分は本稿で問題とする写本ではいずれも割注となっている部分である。これもまた後に本文中で触れるように、筆者はこの割注は吉蔵の後人の手になるものと考えてるので、いまは村中氏の説は採らない。また、『義疏』①について、現行大正蔵経『義疏』の底本となった弘安七年(一二八四)東大寺沙門聖然加點とされる龍谷大学図書館蔵写本は、この一文に傍注して「已下六字イ」とする。「イ」とは「イム」の誤りかとも思われ、とすれば氏の指摘される六字が欠落した写本も存在したのであるか。それはともかく、この「依玄論可明也」という文例から、なにゆえ『義疏』の撰述が『玄論』に先行することになるのか、筆者には理解できない。この一文から受ける筆者の主観的印象は、むしろ村中氏とは逆で、この文例は『玄論』の撰述が『義疏』に先行する論拠となり得るのではないかと思われる(但し、これは筆者の主観的印象に過ぎないことを重ねてお断りしておく)。上述した理由によって、吉蔵の維摩疏撰述の順序については、ここでは平井氏の穩当な説に従っておきたい。但し、平井氏も『遊意』

と『義疏』の先後関係については触れられておらず、本稿もこの点までは論究することができなかったが、常識的に考えれば『遊意』は『義疏』より別立されたものとみるのが自然であろう。

(3) 前掲平井書、三五四―三五七頁参照。

(4) 『仏書解説大辞典』第十一卷（大東出版社、一三二―一三二頁）の水野弘元氏の「維摩經遊意」解説の項参照。

(5) したがって、本稿は「吉蔵撰『維摩經義疏』について」と称してもよいものであるが、筆者があえてそうせず、『遊意』の名称を用いるのは、続く本文において述べるように、そもそも筆者が本稿に着手するきっかけとなったのが「遊意」という書名にひかれてこの文献を読み始めたという理由に起因する。

(6) 但し、この中『彌勒經遊意』は吉蔵の撰述ではないことが論証され、『大品經遊意』もその撰述に疑問がもたれている。詳しくは伊藤隆寿「慧均撰『彌勒上下經遊意』の出現をめぐって」付、宝性院本の翻印（『駒沢大学仏教学部研究紀要』第三五号、一九七七年三月）、同「大品遊意考―構成及び引用経論等に関して」（『曹洞宗研究員研究生研究紀要』第七号、一九七五年九月）および「大品遊意考（続）―経題釈を中心として」（『駒沢大学仏教学部論集』第六号、一九七五年十月）参照。なお、本稿とは別な関心から参照することを得た、龍谷大学図書館蔵の写本、海印寺宜然房明道（一七六一―？）の『三論玄義玄談』は「仍疏主涉諸大乘經、著七遊意、又於勝鬘・淨名・涅槃・觀經・彌勒等經著疏者、是也」といい、吉蔵に七部の「遊意」があったとするが明道が何に基づいて、このように主張するのかはわからない。いずれにせよ、各経録を見ても吉蔵に七つの「遊意」

があったことは確認されない。

(7) 前掲平井書、三八二―三九一頁、および平井俊榮「吉蔵著『大般涅槃經疏』逸文の研究（上）（下）」（『南都仏教』第二七、二九号、一九七一年二月、一九七二年二月）参照。

(8) 伊藤隆寿「彌勒經遊意」の疑問点（『駒沢大学仏教学部論集』第四号、一九七三年二月）五九頁。

(9) 『法華遊意』と『法華玄論』の対応関係については、丸山孝雄氏による訳注（『法華教学研究序説―吉蔵における受容と展開』付録、平樂寺書店、一九七八年）、および菅野博史「法華遊意」における吉蔵の『法華經』観」（『東洋哲学研究所紀要』第七号、一九九一年二月、菅野博史「中国法華思想の研究」春秋社、一九九四年に再録）が有益である。また、『維摩經遊意』（『維摩經義疏』巻第一「玄義」と『淨名玄論』の対応関係については、前掲村中論文「淨名玄論について」参照。

(10) 前注(6)の『彌勒經遊意』に関する伊藤論文を参照。

(11) 大正蔵五五・一一三七中

(12) 同右

(13) 大正蔵五五・一一三八上

(14) 大正蔵五五・一一三七中―下参照。

(15) 大正蔵五五・一一五一中

(16) 大正蔵五五・一一五一上

(17) 順に大正蔵五五・一一四七中、一一四八下―一一四九上、一一五四上参照。

(18) 大日本仏教全書九五（鈴木學術財団）・七六上

(19) 筆者は、龍谷大学図書館のご好意によって、この写本を閲

覽することを得たが、この写本は弘安七年（二二八四）東大寺沙門聖然加点の原写本ではなく、時期は特定できないもの、おそらく明治期の頃に転写された臨写本であった。したがって、大正藏経がこの本を底本としたことには少なからず問題がある。この臨写本が原本転写の際、原写本の割注を本文の如く記したことにより（本文後掲の【資料】参照）、後に見るような大正藏経本の問題が生まれるようになったのである。

(20) この刊本は問題はあるものの、所々で文字の校合を行っている。当時、いくつかの『遊意』のテキストが流布していたのであろうか。

(21) 『東大寺図書館蔵本目録』

(22) この写本は内題に「維摩詰経序 胡吉藏撰」とあり、尾題に「維摩経遊意」とある。

(23) 卍統藏経もその頭注において、割注の箇所を指摘している。

(24) 大正藏三八・九一二中―下、九一三下を参照。

(25) 『二諦義』巻下に「次梁武大敬信佛法。本学成論。聞法師在山。仍遣僧正智寂等十人。往山学。雖得語言。不精究其意。所以梁武晚義。異諸法師。称为制旨義也」（大正藏四五・一〇八中）とあり、『大乘玄論』巻第一「二諦義」に「次梁武帝。敬信三宝。聞大師来。遣僧正智寂十師。往山受学。梁武天子。得師意捨本成論。依大乘作章疏。開善亦聞此義。得語不得意」（大正藏四五・一九中）とあるを参照。

(26) 『浄名玄論』巻第二に「第二別叙此経。復有三門。一総釈是人法門。二別釈人門。三別釈法門」（大正藏三八・八六四中）とあるを参照。

吉藏撰『維摩経遊意』について（奥野）

(27) 『浄名玄論』巻第二に「故名法身父母。生身父母者。如仏喩経説。浄名姓碩。名大仙。王氏。別伝云。姓雷氏。父名那提。此云智基。母姓釈氏。名喜。年十九嫁。父年二十三婚。至二十七。於提婆羅城内生維摩。維摩有子。字曰善思。甚有父風。仏授其記。未来作仏。別有維摩子経一卷。可尋之也」（大正藏三八・八六六上）とあるを参照。

(28) 『浄名玄論』巻第二に「三論徳位門。問維摩是何位人。能真俗並觀。答方便品云。浄名得無生忍。不判其浅深。釈但無生並觀。凡有三説。靈味法師云。初地得無生忍。即能真俗並觀。次関中旧説。七地得無生。真俗始並。如肇公云。七地施極於施而未嘗施。戒極於戒而未嘗戒。故七地並也。江南旧云。七地雖能並觀。未能常並。至於八地。始得令並。浄名即是八地以上人也。復有人釈云。浄名文殊。皆往古如来。現為菩薩。如首楞嚴云。文殊為龍種尊仏。発迹経云。浄名即金粟如来」（大正藏三八・八六六上―中）とあり、『大乘玄論』巻第五に「問何位菩薩能真俗並觀。応物顯形如水中月。濟度人耶。答靈味師云。初地得無生即能真俗並觀。什肇師云。七地並觀。成論師云。八地並觀」（大正藏四五・六六下）とあるを参照。

(29) 『浄名玄論』巻第三に「有人謂。釈論所引之不思議解脱経。是浄名経。其人不読華嚴。亦不尋釈論。故有斯謬耳。此不思議唯菩薩得聞。二乘不聞。若浄名経。并不思議。則大小俱聞故云聞不聞不思議也」（大正藏三八・八七二上）とあるを参照。

(30) 『浄名玄論』巻第七に「今所釈者。華嚴七処八会。斯経二処四集。言一処者一菴園処。二方丈処。菴園為仏処。方丈為菩薩処。菴園為出家処。方丈為在家処。菴園他業所起処。方丈自業

所起処。他業所起処者。菴羅女園。為仏起精舎。明未曾有室是居士淨業所起也。菴園在城外。方丈在城内。顯公伝云。相去三里。所言四会者。一菴園会。二方丈会。三重集菴園。四再会方丈。以此分経。実為允当也」（大正蔵二八・八九八上）とあるを参照。

(31) 『涅槃経』の原文には「坻羅婆夷」とある。「低」は「坻」の音通である。「坻羅婆夷」は *taila-payin* or *taila-payika* の音写語で、*taila-paka* と同じ。「油を飲むもの」の意で油虫の一種とされる（『梵和大辞典』講談社、五五一頁）。

(32) 『大般涅槃経』巻第二「光明遍照徳王菩薩品」に「是名無因。強名名字。如坻羅婆夷。名為食油。実不食油。強為立名。名為食油。是名無因。強立名字。善男子。是大涅槃亦復如是。無有因縁。強為立名」（大正蔵二・七四七中）とある。

(33) 独立の伝記はないが、『高僧伝』巻第二「曇無讖伝」に「時沙門慧崇。道朗独歩河西」（大正蔵五〇・三三六上）とその名が見える。

(34) 章安灌頂（五六一―六三二）の『大般涅槃経疏』巻第二には「坻羅婆夷是燕雀亦一音一名」（大正蔵二八・一六三下）とある。但し、灌頂はそういう根拠については明らかにしていない。

(35) 平井前掲書、第二篇第三章第四節「吉蔵における『涅槃経』引用の形態と特質」、特に五四〇、五四六―七頁参照。

(36) 『涅槃経遊意』（大正蔵二八・二三三五上）

(37) 『維摩経義疏』巻第一「論徳位門三。問是淨名是何位人。能真俗並観」（大正蔵二八・九一五上）とあるを参照。

(38) 同様の趣旨の割注としては、【資料13】【資料14】がある。また、大正蔵経がすでに割注とする「問曰。義宗已盛談不二。未詳不二是何等法。答有人言。不二法門。即真諦理也。此成実論師所用也。有人言。不二法門。謂実相般若。実相是真諦理。能生般若故名般若。此智度論師之所立也。有人言。不二法門。阿梨耶識。此云無沒議。此旧十地論師之所由也。有人言。不二法門。即阿摩羅識。此云無垢識。撰大乘論師真諦三藏之所用也」（大正蔵二八・九一二中。傍線部が割注部分。写本や刊本と比較すると校訂を施す部分もあるがいまは割愛する）も同趣旨の割注と見做し得る。なお、この割注に対応する記述としては、『大乘玄論』巻第五に「問諸仏菩薩体不二。能応者未詳不二。是何等法。答成論師真諦謂為不二法門。智度論師謂実相般若。地論師用阿梨耶識。撰論師真諦三藏即阿摩羅識」（大正蔵四五・六六下）とあるを参照。

(39) 前注(28) 参照。

(40) 前注(2) 参照。

(41) 前注(38) において指摘した割注（特に智度論師の部分）について、「吉蔵における『大智度論』依用と大智度論師批判」について精査された吉津宜英氏は、「この割注は吉蔵より後人の手によるものと考えて（中略）列挙しなかつた」と述べている（吉津宜英「吉蔵における『大智度論』依用と大智度論師批判」平井俊榮監修『三論教学の研究』春秋社、一九九〇年に所収、一七一頁、注(27) 参照）。ここで吉津氏は特にその論拠を示しているわけではないが、吉津氏の指摘が正しかったことは、本稿においても述べる通りである。

(42) 前注(28) 参照。因みに天台の『維摩經玄疏』巻第四には「第五正弁浄名本迹者。旧云是金粟如来」(大正蔵二八・五四六下)とあり、『維摩經文疏』巻第九にも「旧云金粟如来」(出続蔵經二・二八・一・一〇左上)とあって、金粟如来の典拠が「旧説」にあることを述べているが、具体的にいずれの学説を指すかは確認できない。守篤本純(二七〇二―一七六九)の『維摩註經玄疏籤録』、『維摩註經疏籤録』にも特に典拠に関する指摘は見られない。

(43) 『中観論疏記』第三本に「述義云。楊州之南有撰嶺山。山内
有止観寺。昔梁武帝初学成実毘曇。聞高麗国道朗法師從北地来。
住撰山止観寺。善解三論。妙達大乘道。智寂等十師就山学之。
而伝訓授梁武。因此遂改小従大。後撰山麓造栖霞寺。坐禅行道。
故云撰山大師也」(大正蔵六五・七一中)とあるを参照。

(44) 『浄名玄論略述』巻第三末に「昔梁武帝初学成実毗曇。聞高麗
道士道朗法師從北土来住撰山止観寺。善解三論妙達大乘造。智
寂等十人就山学之。而伝訓授梁武。因此遂改小従大」(日蔵一五・
一八上)とあるを参照。

(45) 拙稿「僧詮の僧朗受学について」(『印度学仏教学研究』第四
〇巻第一号、一九九一年一二月)。

(46) 『望月仏教語大事典』第二巻、一三六八頁参照。

(47) 伝記は『宋高僧伝』巻一七(大正蔵五〇・八一二下―八一
三上)にある。

(48) この割注が復礼のものであったとすると、『遊意』(『義疏』)
の割注は吉蔵没後まもなくの頃なされたものということになる
う。『遊意』の割注の「相伝云」(【資料11】参照)といった用例

吉蔵撰『維摩經遊意』について(奥野)

や、『浄名玄論』等との対応関係を見ると、割注作者はかなり三
論の教学に精通していた人物と思われ、とすると問題の割注が
なされた時期を吉蔵没後まもなくの頃に設定することはあなが
ち牽強付会とはいえないかもしれない。但し、これは『十門弁
惑論』の割注が復礼自身のもものと確定された場合のことで、い
まの段階では推測の域を一步も出るものではない。

(49) 出続蔵二・乙・一八・一・四一右上

(50) 前注(46) 参照。

(51) 大西久義「浄名玄論略述」の引用文献(『駒沢大学大学院
仏教学研究会年報』第一七号、一九八四年二月) 参照。なお、
大西氏は指摘されていないが、筆者はすでに述べたように前注
(44) に示した『略述』の記述も明らかに【資料6】を孫引いた
ものではないかと考えている。

(一九九六年七月十日)

【付記】

本稿は、一九九二年春に着手しかけたものの、長らく執筆を放擲
してしまっていたもので、今回とにもかくにもまとめることができ
たのは、駒沢大学仏教学部教授伊藤隆寿、吉津宜英両先生のおかけ
である。記して御礼申し上げたい。写本閲覧に際しては、伊藤先生
のご教示をいただいた。また、その閲覧にあたって、ご高配を賜っ
た関係図書館に対し、ここに改めて厚く御礼申し上げる次第である。
なお、本稿は平成八年度駒沢大学特別研究助成(共同研究)の成果
の一部として、これを発表するものである。